

周南市交通運営協議会要綱

(趣旨)

第1条 生活交通の維持確保及び活性化に関する事項に関する協議及び道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項についての協議を行うため、周南市交通運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 周南市生活交通活性化計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 生活交通の維持確保に関すること。
- (3) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (5) 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 周南市長又はその指名する職員
- (3) 周南市を営業区域に含むバス、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (4) 住民又は自家用有償旅客運送の利用が想定される者
- (5) 中国運輸局山口運輸支局長又はその指名する職員
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 周南市において現に（過疎地又は福祉）有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者

(8) その他、協議会が必要と認める者

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要に応じて、会議に利用者等関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、生活交通担当課において処理する。

(相談、苦情等)

第7条 有償運送に関する相談、苦情等に対応するため、その連絡・通報窓口を生活交通担当課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月9日から施行する。